安来市地域づくり支援事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　市は、若年層を中心とした人口流出による過疎化及び高齢化に伴う地域課題を抱える地域を支援し、活力ある集落・地域づくりを進めるため、安来市地域づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成１６年安来市規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

　（対象事業）

第２条　補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

（１）実施主体が法人（特定非営利活動法人及び認可地縁団体を除く。）の事業

（２）営利活動、政治活動又は宗教活動と認められる事業

（３）交流センターの主催事業

（４）補助金の交付を通算３回受けた事業

（５）他団体主催事業への参加のみの事業

（６）事業の企画立案及び実施運営を第三者に委託する事業

（７）補助対象事業費の２分の１以上を第三者に委託する事業

（８）建築物及び構造物の整備を含む事業（事業のための一時的な設置及び原材料の支給のみのものを除く。）

（９）物品の購入のみを目的とした事業

（１０）補助金の額が１件５万円未満の事業

（１１）市から他の助成等を受けている事業

（１２）他に利用可能な市の助成制度がある事業

２　前項の規定にかかわらず、小さな拠点づくり推進事業については、前項第１号、同項第７号、同項第８号、同項第１１号及び同項第１２号に該当する事業も対象とする。

　（対象団体）

第３条　補助金の交付を受けることができるものは、市内に住所を有する５人以上の者で組織された団体で、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない団体とする。ただし、小さな拠点づくり推進事業については、１つの交流センター区域（安来市交流センター条例（平成１９年安来市条例第９号）第２条の表名称の欄に定める交流センターに対応する同表設置区域の欄に定める区域をいう。以下同じ。）又は複数の交流センター区域を活動範囲とする生活支援協議体に限る。

　（対象事業費）

第４条　補助金交付の対象となる事業費は、申請事業の目的達成のために必要最小限の経費とし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

（１）団体の運営費

（２）飲食に関する経費

（３）団体の構成員への謝金、交通費等

（４）行事等において、入場料金、参加料金等により参加者が負担すべき費用として市長が別に定める費用

（５）構成員が所有し、又は管理する車両又は機材の借上げ料等（燃料等の消耗品の実費弁償を除く。）

　（補助金の額）

第５条　補助額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

２　前項の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

　（申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、地域づくり支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に事業計画書、収支予算書、団体の規約及び会員名簿を添えて市長に提出しなければならない。

　（交付決定内容の変更等）

第７条　補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第５条の交付決定を受けた後の事情の変更により、次の各号のいずれかに該当する交付申請内容の変更をしようとするときは、地域づくり支援事業補助金事業変更承認申請書（様式第２号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

　（１）事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。

　（２）補助金額が増額又は３割以上の減額となるとき。

　（３）その他補助対象事業について重要な変更をするとき。

２　補助事業者は、規則第５条の交付決定を受けた後の事情の変更により、事業を中止し、又は廃止するときは、地域づくり支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業が終了した日から３０日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに地域づくり支援事業補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

　（安来市地域トライアングル事業補助金交付要綱の廃止）

３　安来市地域トライアングル事業補助金交付要綱（平成１７年安来市告示第２１号）は、廃止する。

　（安来市地域トライアングル事業補助金審査委員会設置要綱の廃止）

４　安来市地域トライアングル事業補助金審査委員会設置要綱（平成１７年安来市告示第２２号）は、廃止する。

　（安来市地域元気いきいき補助金交付要綱の廃止）

５　安来市地域元気いきいき補助金交付要綱（平成２０年安来市告示第５４号）は、廃止する。

別表（第２条、第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 対象事業 | 補助額 |
| 地域魅力アップ事業 | 次のいずれかに該当する事業(1)生活環境の保全及び美観活動に関する事業(2)生活の安全及び安心活動に関する事業(3)伝統行事の保存伝承及びふるさと学習に関する事業(4)定住促進に関する事業(5)関係人口創出に関する事業(6)体育振興に関する事業(7)文化振興に関する事業(8)地域づくりに関する事業 | 補助対象事業費に3分の2を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。 |
| 地域づくりジャンプアップ事業 | 地域魅力アップ事業の対象事業に該当し、かつ、次のいずれにも該当する事業(1)主体性：住民自らの手により推進する事業(2)公益性：不特定多数の者の利益又は地域社会への貢献が期待できる事業(3)発展性：波及的効果や新たな展開が期待できる事業(4)継続性：将来的に自立し継続できることが見込める事業(5)広範性：市内全体を対象とした事業 | 補助対象事業費に3分の2を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。 |
| 小さな拠点づくり推進事業 | 日常生活を営む上で必要なサービスが利用できる環境を地域で確保する事業 | 補助対象事業費の全額とし、25万円を限度とする。ただし、複数の交流センター区域を活動範囲とする場合は、上限を50万円とする。 |

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

　安来市長　様

団体名

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

団体連絡先　TEL:

（連絡先の担当者氏名：　　　　　　　）

地域づくり支援事業補助金交付申請書

　地域づくり支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業区分

２　事業概要

　　別添事業計画書のとおり

３　交付申請額

４　関係書類

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）団体の規約及び会員名簿

（４）債権者登録依頼書（口座登録済みの場合は不要）

（５）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

　安来市長　様

団体名

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

団体連絡先　TEL:

（連絡先の担当者氏名：　　　　　　　）

地域づくり支援事業補助金事業変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け指令第　　号により交付の決定を受けた事業について、下記のとおり補助金の変更交付決定を受けたいので、安来市地域づくり支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の変更の理由

２　変更内容

３　関係書類

変更事業計画書

　　変更収支予算書

　　その他市長が必要と認める書類

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

　安来市長　様

団体名

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

団体連絡先　TEL:

（連絡先の担当者氏名：　　　　　　　）

地域づくり支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け指令第　　号により交付の決定を受けた事業について、下記のとおり補助金事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、安来市地域づくり支援事業補助金交付要綱第７条の規定により申請します。

記

１　補助事業の中止（廃止）の理由

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

　安来市長　様

団体名

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

団体連絡先　TEL:

（連絡先の担当者氏名：　　　　　　　）

地域づくり支援事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け指令第　　号により交付の決定を受けた事業を実施したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　実施内容報告書

２　収支決算書及び領収書の写し

３　その他市長が必要と認める書類